

北上市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理に係る定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月6日

北上市監査委員 清水 正 士
同 佐藤 恵 子



1 監査の期間

令和5年10月26日から令和6年1月16日まで

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに第2項の規定による定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象課等名 別紙のとおり

(2) 対象範囲 前回定期監査以降の関係書類（令和4年度、令和5年度）

4 監査の着眼点

(1) 定期監査 事務事業の執行が効果的、経済的に行われているか、合理的で公正に運営されているかを主眼とした。

(2) 行政監査 行政事務の運営等について、適正及び効率性・能率性の確保を主眼とした。

5 監査の実施手続

監査対象課等から事前に資料の提出を求め、当日に提出された書類を審査し、必要に応じて担当職員から説明を求めた。

6 監査の結果

法令等に準拠して処理されており、特に指摘すべき事項は認められなかった。